

## 発信者情報開示の在り方に関する研究会（第1回）

1 日時 令和2年4月30日（木）10時00分～12時00分

2 開催形式 WEB会議

3 出席者

(1) 構成員

曾我部座長、鎮日座長代理、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、  
栗田構成員、前田構成員、丸橋構成員、若江構成員

(2) ヒアリング対象者

法律事務所アルシエン 清水弁護士

NTTコミュニケーションズ株式会社法務監査部 小原部長、村上主査

(3) オブザーバー

法務省民事局 福田企画官

文化庁著作権課 大野課長補佐

(4) 総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村電気通信事業部長、今川総務課長、大村料金サービス  
課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、清水消費者行政第二課  
企画官、中川消費者行政第二課課長補佐、大澤消費者行政第二課専門職

4 議事

(1) 発信者情報開示請求に関する背景及び現状について（事務局）

(2) 発信者情報開示請求に関する課題について（清水弁護士）

(3) アクセスポバイダにおける発信者情報開示請求の実務について（NTT コミュニケ  
ーションズ）

(4) 主な検討課題（案）について（事務局）

(5) 自由討議

【中川課長補佐】 それでは、定刻となりましたので、開始させていただきます。

本日は皆様ご参加いただき、ありがとうございます。ただいまから発信者情報開示の在り方に関する研究会第1回会合を開催いたします。

このたび、本研究会の事務局を務めます、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課課長補佐をしております中川と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、昨今の新型コロナウイルス関連の情勢を踏まえまして、WEB会議による開催とさせていただきます。

それでは、まず、研究会の開催に当たりまして、谷脇総合通信基盤局長よりご挨拶申し上げます。

谷脇局長、よろしくお願いいたします。

【谷脇総合通信基盤局長】 総合通信基盤局長の谷脇でございます。発信者情報開示の在り方に関する研究会の第1回の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

構成員の皆様におかれましては、ご多用のところ、また新型コロナウイルスをめぐる緊迫した状況の中で、本研究会にWEB会議という形でご出席いただきまして誠にありがとうございます。

近年における情報通信分野の技術革新によりまして、情報流通の社会基盤となる新たなインターネット上のサービスが生まれることによりユーザーの利便性が高まり、自由なコミュニケーションが可能になっております。他方、プライバシーの侵害や名誉棄損といった人権侵害や、海賊版サイトによる著作権侵害の問題も深刻化しているところでございます。こうした問題につきましては、通信事業者による自主的な削除等の対応や、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示によりまして長らく対応が行われてまいりました。総務省といたしましても、こういったインターネットのいわば陰の部分についても適切に対応していくことが重要であると認識しておりますが、近年、特に発信者情報開示請求について様々な課題があるという声を頂いております。こうした声の高まりを受けまして、今般、この研究会を立ち上げさせていただきました。

本研究会におきましては、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の対象となる発信者情報の見直しや、発信者情報開示手続を円滑にするための方策について検討いただき、まずは7月をめどに優先度の高い課題について中間取りまとめとして一定の方向性をお示しいただくことを目標に、皆様方の積極的なご議論とご協力をお願いできればと思

ます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【中川課長補佐】      ありがとうございます。

次に、WEB開催に関する注意事項を幾つかご案内させていただきます。まず、一般傍聴につきましては、WEB会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。そのため、構成員の方々におかれましてはご発言に当たって、ご発言される前に必ずお名前を冒頭で言及いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の方におかれましては、現在、構成員の方が参加されているシステム上の投影資料ですとかチャット欄は閲覧できない設定となっております。資料については別途メールで、当研究会のWEBページに公開しておりますので、そちらをご覧くださいようお願いいたします。

また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言者以外はマイクをミュート、オフにさせていただきますようお願いいたします。また、座長以外の方におかれましては、映像もふだんはオフにさせていただきますようお願いいたします。

研究会後半に自由討議の時間を予定しておりますが、自由討議においてご発言を希望される際には、事前にチャット欄にて発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名いただくという方式で進めさせていただきます。

ご発言の際にはマイクをオンにして、映像もオンにいただくようお願いいたします。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻していただきますようお願いいたします。

また昨今、総務省のシステム側の問題で接続が切れてしまったりですとか、また時間が経つと常時ミュートになってしまうという現象が確認されておりますので、そういった不具合があるようでしたら、申し訳ないですが速やかに再接続をお試しいただくようお願いいたします。

構成員の方々にはスカイプにて事前の資料の画面表示を行う予定ですが、テストで閲覧できない構成員の方々もいらっしゃいましたので、その場合には、申し訳ございませんがメール等で事前送付した資料をご確認いただければと思います。

その他、チャット機能で随時、事務局ですとか座長に宛てて連絡いただければ対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

注意事項は以上になります。

次に、本研究会の開催要項については、お配りしている資料1-1のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。

検討事項といたしましては、1つ目にプロバイダ責任制限法における発信者情報開示の対象となる発信者情報の見直し、2番目に発信者情報開示手続を円滑にするための方策の検討としております。

さて、本日は初回会合でございますので、まずは構成員の皆様をご紹介したいと思っております。構成員の皆様におかれましては、私がお名前を読み上げましたら一言ずつ簡単にご挨拶いただければと思います。上沼先生から五十音順でご紹介したいと思います。

まずは上沼先生、お願いいたします。

**【上沼構成員】** 承知しました。上沼紫野です。ふだん違法・有害情報相談センターのリーガルアドバイザーを行っている関係で、発信者情報開示等のお話もよく承っています。非常に重要だと思いますので、本日はよろしくお願いいたします。

**【中川課長補佐】** 上沼構成員、ありがとうございました。

次に、大谷構成員、お願いいたします。

**【大谷構成員】** 日本総研の大谷と申します。私は、プロバイダ責任制限法との関係ですと名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン、これは2002年に策定されたものですが、そのメンテナンスなどにずっと関わっております。メンテナンスを私自身がしているというよりは、有識者のご協力の下で進めてきているところです。

昨今の状況を見ていると、東日本大震災以降、災害があるたび、あるいは今回のコロナウイルス対応もそうですけれども、SNSなどを通じてデマ情報が流通したり、それによって風評被害を受けられる方、人権に関わる被害を受けられたりする方も出ておまして、こういった技術革新の影響ですとか、SNSを当たり前のツールとして受け入れている新しい世代の登場などで、発信者情報開示制度というのは岐路に来ているのではないかなと思っているところです。

ただ、立法当初の通信の秘密、その侵害を最小限にし、かつ2次被害を防止するという原則を堅持するということが大切であり、堅持しつつ何ができるかということをご一緒に考えさせていただければと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

**【中川課長補佐】** 大谷構成員、ありがとうございます。

次に、垣内構成員、お願いいたします。

**【垣内構成員】** 東京大学の垣内でございます。私は民事手続法を専攻しております。この発信者情報開示の制度をめぐるまは、手続法の観点からも非常に重要な課題が多く存在しているものと認識しております。大変微力ではございますけれども、少しでも検

討に貢献することができるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。

続きまして、北澤構成員、よろしくお願いいたします。

【北澤構成員】 英知法律事務所の北澤と申します。発信者情報開示については、主に国内のプロバイダの代理人として裁判等に関わっております。裁判内外の実務でいろいろ生じる課題などについて、いろいろと検討させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。

次に、栗田構成員、よろしくお願いいたします。

【栗田構成員】 名古屋大学法学部の栗田と申します。民法を教えております。発信者情報開示請求との関係では、共著で『情報法概説』という教科書を書かせていただいたことがございまして、そのときに「媒介者責任」の章を、発信者情報開示請求権も含めて担当させていただきました。そうしたことから、こちらにお声がけいただいたのではないかと思っております。私も、誠に微力ではございますが少しでも皆様のお役に立てればと思っておりますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。

次に、鎮目構成員、よろしくお願いいたします。

【鎮目構成員】 学習院大学の鎮目征樹と申します。専門は刑法、実体刑法です。プロバイダ制限責任法について、必ずしも明るいわけではないのですが、サイバー犯罪について少し勉強しておりまして、過去にサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会などに携わったことがございまして、今回そのようなご縁でお呼びいただけたことと認識しております。微力ながらお役に立てるよう努めたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。

次に、曾我部構成員、よろしくお願いいたします。

【曾我部構成員】 よろしくお願ひします。京都大学の曾我部と申します。専門は憲法でありまして、憲法の観点から情報法制について様々研究をさせていただいているところです。その観点から違法・有害情報、とりわけ権利侵害情報の流通防止と表現の自由というのは非常に大きなテーマでございます。発信者情報開示については、これまでは専ら外

部で、外部というか立法行政の外部で研究対象としてきたところですが、今回は様々な分野の専門家の先生方、実務の先生方と一緒に議論させていただけるということで、大変ありがたいことだと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。

次に、前田構成員、よろしくお願いいたします。

【前田構成員】 神戸大学の前田と申します。私は著作権法などを初めとする知的財産法を専門としております。発信者情報開示制度につきましては、インターネット上の海賊版対策などとの関係でも大変重要なものと認識しております。そういった観点から議論に少しでも貢献できたらと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。

次に、丸橋構成員、よろしくお願いいたします。

【丸橋構成員】 丸橋です。どうぞよろしくお願いいたします。明治大学で情報法を教えますけれども、一昨年までずっとプロバイダのニフティで法務部門の責任者を務めておりました。プロバイダ責任制限法は立法時からずっと関わっています。発信者情報開示請求については、一昨年までガイドラインの主査を務めていましたので、任意でできることはどんどん任意で実現できればよいのではと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。

最後に、若江構成員、よろしくお願いいたします。

【若江構成員】 読売新聞の若江と申します。この問題では、取材者の立場としては、これまで誹謗中傷の書き込みに悩みながら、なかなかす術がなくて困っている人たちを取材してきましたし、一方で、新聞記者としては表現の自由と責任というようなものを最も大切なものとして感じてきましたので、この問題は非常に身近な問題だと感じています。法律はど素人なので不安なんですけれども、市民の立場で空気を読まないでどんどん発言させていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。以上、構成員の皆様方にご発言いただきました。このほか、オブザーバーとして法務省及び文化庁にもご参加いただいております。

本研究会の座長については、京都大学の曾我部教授にお願いしたいと思っております。また、座長代理につきましては、学習院大学の鎮目教授にお願いさせていただきたいと思っております。

それで、これ以降の議事進行については曾我部座長にお願いしたいと思っておりますので、曾

我部座長、よろしくお願いいたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。曾我部でございます。改めてよろしくお願いいたします。

座長を仰せつかったのですけども、座長業というのはほとんどあまり経験がございませんで、また今回はWEB会議ということで二重に不慣れなところがあるかと思えますけれども、皆様方のご協力を得まして充実した研究会にしていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

では、早速議事に入りたいと思えますけれども、本日は初回ですので、まずは事務局より発信者情報開示の在り方に関する研究会開催の背景についてご説明いただきます。次に、法律事務所アルシエンの清水弁護士から発信者情報開示請求に関する課題について、それから、NTTコミュニケーションズ株式会社、小原様よりアクセスプロバイダにおける発信者情報開示請求の実務についてご発表いただきたいと思います。その後、事務局より主な検討課題の案についてご説明いただきまして、構成員の皆様方からコメントを頂き意見交換すると、そういう段取りを考えております。

それでは、事務局からまずご説明をお願いいたします。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。それでは、早速資料1-2に基づきまして、発信者情報開示請求に関する検討の背景及び現状についてご説明を差し上げます。

まず、1ページ目を御覧ください。本研究会の検討項目である発信者情報開示は2001年、平成13年のプロバイダ責任制限法の成立により制度化されましたが、それから20年近くが経過しましてインターネット上の情報環境は大きく変容しております。

まず1ページ目の上の図は主なコミュニケーションサービスの開始時期を図示したものでございます。2003年から2004年にかけてmixiやGREEといった国内のSNSサービスが開始され、またブログサービスも多々開始されました。2008年から2010年頃にかけてはFacebook、Twitter、Instagramといった現在でも人気の海外SNSが登場しました。また、2013年から2017年頃にかけては動画サービスが数多く登場しております。

また、下の図はモバイル機器におけるインターネット利用時間のグラフとなっております。特にSNS等のソーシャルメディアの利用時間が大きく伸びております。

次のページを御覧ください。2ページ目は、左の図はLINE、Twitter、Instagramといった主なソーシャルメディアの利用率について図示したものです。こ

れらは年々増加していることが読み取れるかと思えます。右の図は、それらのソーシャルメディアの利用率に加えまして、書き込む人や投稿する人の割合を示したものでございます。TwitterやFacebookといったオープンなソーシャルメディアにおいて書き込む、投稿すると回答した者の割合は15%前後、1割から2割の間となっております。

次のページを御覧ください。3ページ目はインターネット上の違法・有害情報の流通状況に関する状況を示しております。まず、総務省では違法・有害情報に関する相談を受け付けている違法・有害情報相談センターを委託運営しておりますが、その相談センターで受け付けた相談件数は、設立時の平成22年度と比較すると近年は4倍程度に増加しており、近年は高止まり傾向にございます。

また、相談対応の内訳を見ますと、名誉毀損やプライバシー侵害に関する相談が多数を占めており、他方で著作権侵害に関する相談は少数にとどまっております。

法務省の資料によりますと、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の開始件数は、平成29年度に現行統計開始以降過去最高の件数を更新しておりまして、令和元年度は過去2番目に多い件数を記録しております。このようにインターネット上の違法・有害情報の流通は増加傾向にあり、それに伴う発信者情報開示請求のニーズも増加していることが予想されると思われます。

次のページを御覧ください。4ページ目はプロバイダ責任制限法の趣旨を説明したものです。プロバイダ責任制限法では、インターネット上における名誉毀損、プライバシー侵害の書き込みや著作権侵害の根絶など他人の権利を侵害する情報の流通に対応するため、以下の2点を規定しております。まず第3条の規定によりまして、権利侵害情報が流通した場合のプロバイダ等の責任範囲を明確化することにより、プロバイダ等による適切な対応を促しております。次に第4条の規定によりまして、権利侵害情報が匿名で発信された際、被害者が加害者や発信者を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、一定の要件を満たす場合には、プロバイダ等に対して加害者の特定に資する情報の開示を請求する権利というものを定めております。本研究会では、主にこの第4条に規定する発信者情報の開示について見直しの要望が高まっていることから、本研究会を開催したところでございます。

次のページをお願いいたします。5ページ目はプロバイダ責任制限法第4条の発信者情報開示請求権について、もう少し詳しくご説明させていただきます。まず、左側の①匿名



書き込みとあるとおり、匿名の発信者がインターネット上の電子掲示板やSNSといったサービスにおいて、例えば「ヤブ医者」といったような書き込みを行った場合を想定いたします。この書き込みにより自らの権利を侵害されたと主張する者は、発信者に対して損害賠償請求等を行うことによって被害回復をしたいと思った場合、匿名の書き込みを行った発信者を特定する必要があるとございます。そこで、右側にあります②発信者情報の開示請求とあるとおり、被害を受けたとされる者は電子掲示板やSNSの管理者に対して、プロバイダ責任制限法第4条に基づく発信者情報開示請求を行います。発信者情報開示請求権は実体法上の請求権であるため、被害者は裁判外で任意にプロバイダ等に対して請求を行うことが可能です。

発信者情報開示請求を受けたプロバイダ等は、右上のオレンジの枠にありますとおり、プロバイダ責任制限法第4条第1項に定める開示要件により開示の可否を判断することとなります。その際、プロバイダ責任制限法第4条第2項においてプロバイダ等は、開示請求を受けたときには、開示するかどうかについて発信者の意見を聞かなければならないとされており、プロバイダ等が裁判外の請求に対して任意に開示を行わない場合は、下の③のとおり被害者は裁判所に対して改めてプロバイダを相手に裁判上の請求手続をとることとなります。この際、プロバイダ責任制限法第4条第4項においてプロバイダ等は、開示に応じないことにより被害者に生じた損害については、故意また重過失がなければ責任を負わない旨が規定されております。

プロバイダ等から任意で発信者情報の開示を受けた場合、あるいは判決や仮処分等により発信者情報の開示を受けることにより、下の④損害賠償請求等とあるとおり、被害者は発信者に被害回復のための行動を行うことが可能となります。その際、プロバイダ責任制限法第4条第3項において、発信者情報の開示を受けた者は発信者情報をみだりに用いてはならないという旨が規定されております。

次のページを御覧ください。このページでは、総務省令において発信者情報開示の対象となる情報を列挙しております。具体的には御覧の7つの情報というのが規定されております。1つ目が発信者の氏名又は名称、2つ目が発信者の住所、3つ目が発信者の電子メールアドレス、4つ目が侵害情報に係るIPアドレス、5つ目が携帯電話端末等の利用者識別符号、6つ目がSIMカード識別番号、7番目がタイムスタンプとなっております。

次のページをお願いいたします。最後に、プロバイダ責任制限法を踏まえた民間のガイドラインについてもご紹介いたします。プロバイダ責任制限法の円滑な運用を目的として、

業界団体や権利者団体等から構成されたプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会において、プロバイダ責任制限法に関する実務上の行動指針となるガイドラインが作成されております。

発信者情報開示請求に関しては、平成19年に発信者情報開示関係ガイドラインが作成され、改訂が重ねられております。具体的には、インターネット上で権利侵害があった場合に関して、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手段や様式、あるいはプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準などが掲載されております。

以上、簡単でしたが、本研究会における検討の背景及び発信者情報開示請求に関する現状についてご説明いたしました。私からの説明は以上となります。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。

続きまして、資料1-3、発信者情報開示に関する課題につきまして、弁護士の清水先生にご発表いただきます。よろしく申し上げます。

**【清水弁護士】** 弁護士の清水と申します。

資料1-3を見ていただければと思います。発信者情報開示に関する課題ということで私のほうから大きく4点、開示請求の対象についてというものと、ログイン型投稿について、あとは任意の発信者情報開示について、あともう一つは海外送達とか訴訟法上の問題についての提言というようなことを発表させていただければと思っております。

次のページ、1ページ目を見ていただければと思います。まず開示対象についてなんですけど、現状、先ほど総務省からご説明いただいたように開示対象はプロバイダ責任制限法で決まっているわけですが、コンテンツプロバイダから開示される情報というのは使用されたIPアドレスとタイムスタンプというものがほとんどになっております。コンテンツプロバイダというのはコンテンツを提供しているサービス会社です。ISP（インターネットサービスプロバイダ）ではなくてコンテンツプロバイダのことです。

近時、開示請求の対象としてインターネットサービスプロバイダに対して開示請求をしていく際に、IPアドレス、タイムスタンプだけでは情報が足りず通信を特定できないというように言われてしまう例が非常に増えております。要求される情報としては接続先のIPアドレスというものであったり、接続先のURLというものが要求されることが非常に増えております。省令の中ではIPアドレスというものが定められておりますので、これの中に接続先のIPアドレスというものを含める余地はあるのですが、明確に書かれて

いるわけではないですので、ここの点を争われてしまうおそれというのも当然あります。他方で、接続先URLというのは省令には書かれておりません。

ということでして、要望としての1つ目ですけれども、SMSアドレス、いわゆる携帯電話番号なのですが、こういうものを省令に追加していただけないかと考えております。SMSアドレスについては、東京地裁の令和1年12月11日判決で開示を認めるという判決が一応出ているんですが、これが今後確定するかどうか分からない状況ですし、こういうものが開示対象に含まれると、弁護士法23条の2といういわゆる弁護士会照会というものを使うことによって契約者を判明させることができるというメリットがあるということになっていきます。

次の3ページ目を開いていただければと思うんですが、SMSを開示させることのメリットとしては発信者の特定が比較的容易になるということが挙げられます。先ほど弁護士会照会によって開示ができるというようにしておりましたが、電話番号が分かれば、各電話番号を割り振っている携帯電話会社に対して弁護士会照会を行うことによって開示を行うことができます。これについては1か月程度で開示を認めると、回答してくれるという例が非常に多いですので、開示請求としては比較的容易になるのかなと思っております。これができるとログインIPアドレスに関する問題を回避できるというメリットが出てきます。ログインIPに関する問題は、後でまた述べます。

他方で、課題もあるかなと思っておりまして、SMSの登録があるサービスというのは主に海外サービスに限られておりまして、Google、Twitter、Facebook等ぐらいかなと思われまして、いわゆる2段階認証というものがされているようなサイトでないといけないんですが、日本のサイトだと、そういう例は現状ではあまり多くないかなという認識です。

また、SMS、携帯電話番号ですので、これの開示請求が認められるためには、現状の法律上は仮処分ではなくて本案裁判が必要になってくるということが言えます。そうすると、SMSの情報を持っているのは海外法人になっているわけなので、海外法人に対する裁判が必要になるということになってきます。そうすると送達に非常に時間がかかってしまうんです。おおむね半年程度かかってしまいます。ということになってしまうと、結局時間としてはかなりかかってしまうというのは変わらないという状況が出てくるかなというように思われます。

次のページをお願いします。ログイン型投稿と言われるものです。ログイン型投稿とい

うのは投稿時の記録が存在しておらず、ログイン時の記録のみがあるものを指している、そういう通信であるということです。専ら海外プラットフォーム、Google、Twitter、Facebook等なんですけども、そこはログインしてからサービスをすることができる設定になっておりまして、当該ログイン時のIPアドレス、タイムスタンプしか保有していないと、こういうタイプの投稿をログイン型投稿と呼ぶんですが、プロバイダ責任制限法は当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を認めるだけにとどまります。そうすると、条文を素直に読むと、接続時のIPアドレスとかタイムスタンプを基にした開示請求を認めるだけにとどまり、ログインはアカウントとパスワードだけの通信ですので権利侵害が伴わないということになって、条文上の素直な解釈としては開示を認めないということになってくるかなと思います。

次のページに行ってください。近時は掲示板などよりもTwitterを利用した権利侵害が非常に多いという認識がありまして、このような場合に権利救済ができない、被害者が泣き寝入りを強いられるという場面が非常に増えてしまうのではないかと感じております。この点に関しては裁判例も非常にいろいろあるんですけども高裁でも結論が分かれておりまして、最高裁の判決はないという、そんな状況です。ですので、認められたり認めなかったりということの振れ幅が大きいということが言えます。ちなみに裁判所が認める傾向にあるものは、投稿時の直前のログインに関する開示を認めるということになっています。

次の6ページをお願いします。私見なんですけども、直前のログインの情報開示を認めるものが判決としては多いんですが、これだけだと投稿者を特定することはなかなか難しいのではないかなと思っております。例えば、直前のログインが海外のものである場合は特定できないということがあります。具体的には、発信者がAPIを利用してTwitterに書き込む、外部サービスを利用して投稿した場合に、その外部サービスが海外サービスの場合、Twitter経由ではIPアドレスがたどれなくなってしまうという、こんな問題があります。

一般的には、アカウントを利用しているのは1人であることが通常であると思っておりますので、ログインした者イコール発信者であるとみなしてもいいのではないかなと思っております。なので、こういう形のログイン型投稿に関する何かしらの手当てというものをいただければと考えております。

次のページをお願いします。任意の情報開示ということなんですけども、発信者の同意がな

い場合でも任意に発信者情報開示をしてくれる例というのはごくごく一部のみという認識です。

開示には事実上2回の裁判手続が必要になりまして、コンテンツプロバイダに対する仮処分、次にアクセスプロバイダに対する本案裁判という2回の裁判が必要になってくると。いずれも裁判手続ですので、最終的に開催までは1年弱程度かかってしまうという状況があります。ですので、これをなるべく権利救済を早くするという見地からは、任意開示が早く早期にされるようになれば期間を短くできるのではないかなと考えております。

次のページをお願いします。問題点もあるかなと思うんですが、任意開示がされない理由は、「権利の侵害が明白であると判断できなかった」という理由で開示拒否というようになっていることが多いんですけども、この拒否される理由として、實際上その発信者からの責任追及のリスクを回避するという、ここには入っていないんですが通信の秘密の侵害であると言われてしまうリスクを想定しているのではないかなと考えております。なので、開示を促進するためには発信者からの責任追及のリスクを軽減するとか、通信の秘密を侵害するものではないということについて何らかの手当てがあればよいのではないかなと考えております。そういうものの免責を認めるというところがあればいいのかなと思いますので、権利侵害が明白であると判断するための検討をしたことの疎明ができるような準備をしていれば、プロバイダ側の責任を免責するという制度を作っていただくのはどうかと考えております。

次のページをお願いします。送達の問題なんですけど、海外プラットフォームへの本案裁判を起こす場合に、送達には半年以上かそれ以上の時間がかかっているのが現状です。仮処分の場合には、送達ではなくて適宜の方法の呼び出しを用いればよいとなっておりますので、実務上はEMS（海外スピード郵便）が用いられていまして、期日が入るまでに3週間程度となっております。

決定や判決の送達は、通常代理人がついてくれるため、国内送達になるためあまり問題は生じませんが、代理人が見つからないケースというのものはないわけではないので、そういう場合には送達までにやはり半年程度かかると、こういう問題が生じています。送達ができないと裁判が始まらないという問題もありますし、決定が送達できないと強制執行もできないという問題が出てきているという問題です。

次のページ、10ページをお願いします。實際上、海外プラットフォームの多くは日本の弁護士を代理人として選任している実態があります。もう一つ、日本に拠点がある海

外プラットフォームであれば日本法人への呼び出しや送達で足りる形にしてほしい、そう思うように考えております。民事訴訟法103条の送達場所に関する改正が必要になるかなと思っておりますので、法務省のほうにも、ぜひこの点を検討していただきたいと思っております。

11ページをお願いします。発信者を特定するためには、繰り返しになりますが先ほど申し上げたように2回の裁判手続が必要になってきますが、実質的には同様なし類似する主張を2回する必要があるとなっております。これは基本的に時間も訴訟経済も無駄ではないかなと思っております。ですので、開示請求というのは、そもそもその発信者への責任追及するための準備的な手続に過ぎないとも言えるので、本案裁判を経なければいけないほどのものと言えるのかというように個人的には考えております。

次のページをお願いします。ということもありますので、アクセスプロバイダに対する開示請求は、現状では本案裁判が必要になっているわけですが、これも仮処分の手続を活用できないかなと考えております。現在の法律上は保全の必要性というものが民事保全法23条2項で要求されていますので、これを使うことはできないわけですが、この手当てを法務省のほうで何かしらしていただくことはできないかなと考えております。

あと、アメリカでは、匿名訴訟の中でディスカバリーという証拠開示手続を用いて発信者を特定できるという制度があります。アメリカのように匿名訴訟を可能にして当該手続中で文書提出命令を出すなど、1つの手続の中で完結できるようにすることは検討できないかなということもひとつ検討いただけないかなと思っております。ただ、1つの手続で全てできるとしても、手続が肥大化して時間がかかるのであれば意味がないですので、その点についての手当てもしていただければと思っております。

清水からは以上になります。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。

続きまして、資料1-4、アクセスプロバイダにおける発信者情報開示請求の実務についてということで、NTTコミュニケーションズ株式会社の小原様にご発表をお願いいたします。では、よろしく申し上げます。

**【小原部長】** NTTコミュニケーションズ、小原でございます。本日は、このような貴重な場でご説明の機会を頂きましてありがとうございます。

私どもはインターネットサービスプロバイダとしてOCNサービスを運営いたしております。多くの皆様にご利用いただいております。今日は私どものアクセスプロバイダと

しての実務状況についてご説明させていただきたいと存じます。研究会の議論に少しでもお役に立てますと幸いです。私、小原と村上の2名で参加させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料1-4の2ページを御覧いただきまして、私どもの発信者情報開示請求をめぐる、その概況を記載してございます。

まず、発信者情報開示請求の件数そのものでございますけれども年々増加傾向にございまして、ここ3年間、2017年度と2019年度を比較しますと、2019年度が2017年度の約2倍という状況でございます。また被侵害権利ですが、権利別にその内訳を見ますと名誉毀損及びプライバシー侵害で約8割と、名誉毀損とプライバシー侵害が大宗を占める状況でございます。さらに被侵害権利ごとに経年での推移を見ますと、後ほどご説明させていただきますけれども名誉毀損の増加傾向が顕著でございます。また一方、プライバシー侵害、著作権侵害につきましてはおおむね横ばいというような状況でございまして、名誉毀損の増加が全体の増加傾向に影響していると、そのような状況となっております。

続きまして、発信者情報開示請求の運用フローでございますけれども、ここは当然のことながら通信の秘密をはじめといたしましてプライバシー、また表現の自由と、非常に重い価値といたしますか、権利に関わってくる事項でございますし、また結果的に情報の発信者と被権利侵害者との間の紛争に関わってくる手続の一部といった側面もございまして、ここはどの事業者様も同様かと存じますけれども、法令等にのっとり厳格に、また慎重に対応しているところでございます。

具体的には資料記載のフローとなりまして、左側からまずは訴訟、あるいは訴訟外で任意に開示の請求を頂くところから始まるわけでございますけれども、請求を受けまして、いずれの場合も発信者への意見照会を実施いたします。訴訟外の場合におきましては、資料では上のフローでございますけれども、意見照会につきまして発信者からの開示に関する同意・不同意の意見を踏まえ、プロバイダとして開示・非開示という判断を実施いたします。また、訴訟の場合につきましても同じく発信者へ照会いたしまして、意見が返ってくる状況ですとその内容を踏まえて、訴訟においてもそういったことを反映していくということになります。その上で判決ということで開示判決がなされれば判決に従い開示する、そのような運用をしているところです。開示判決が出たものにつきまして、私どもが不服として争うといったような事案は現状ではございません。

資料の次のページ、3ページ目をお願いいたします。少し今、概況をご説明したところを補足させていただければと存じます。まず別紙1ですけれども、開示請求件数等に関します2011年からのトレンドでございます。黄色いグラフが開示請求の訴訟ですけれども、リニアに右肩上がりとなっています。2019年度では件数ベースでは100件に近いところまでいっていますけれども、2011年度と2019年度を比較しますと約2.5倍という状況でございます。また赤いグラフ、一番上のグラフですけれども、訴訟外での開示請求ですが、こちらは年度によって若干増減の幅もございまして、トレンドといたしましてはやはり年々増加傾向でして、2018年度からは100件を超える件数という状況に至っています。

参考としてログ保全の件数につきましても記載してはございますけれども、ログ保全の請求件数も傾向としては増加の傾向といったところです。

次のページ、4ページをお願いいたします。開示請求件数の被侵害権利ごとに少し内訳を見てみたものです。直近2年間の数値の合計値ですけれども、訴訟と訴訟外に分けてみますと御覧のとおりでして、いずれも名誉毀損がそのおおむねを占めています。訴訟におきましては、左側の円グラフですけれども名誉毀損が4分の3近いウエートとなっていて、プライバシー侵害と併せると約8割を占める状況となっております。またその他、紫色のところですが約15%ほどございまして、こちらは営業妨害など様々な内容のものが含まれております。

また、右側のグラフ、訴訟外の開示請求につきましては、著作権侵害が約15%ちょっと含まれておりまして、その点が左側とは若干異なりますが、いずれにしても名誉毀損とプライバシーが約7割程度を占めていて大宗を占める構図に変わりはありません。

続きまして、最後に別紙3ですけれども、被侵害権利ごとの経年での推移です。名誉毀損、またプライバシー侵害、著作権侵害につきまして直近5年間の推移ですが、御覧いただいておりますとおりプライバシー侵害、著作権侵害につきましてはおおむね横ばいという状況かと思えます。強いて言いますとプライバシー侵害、著作権侵害の訴訟外の開示請求、青い色のグラフですけれども、微増と言えなくもないかもしれませんがおおむね横ばいと、トレンドとして大きな変化はない状況と言えるかと存じます。一方、一番左の名誉毀損につきましては訴訟、訴訟外ともに増加の一途という状況です。名誉毀損、青いグラフ、訴訟外のグラフで言いますと2019年度は2015年度の約4倍近い件数となっております。

NTTコミュニケーションズは以上です。私どもからのご説明とさせていただきます。



ありがとうございました。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。

続きまして、資料1－5です。こちらの主な検討課題の案につきまして、事務局のほうからご説明いただきます。よろしくをお願いします。

【中溝消費者行政第二課長】 総務省消費者行政第二課長、中溝よりご説明いたします。

資料1－5を御覧ください。まず1枚おめくりいただきまして、右上に1と書いてある1ページ目です。ここに主な検討課題案を取りまとめております。2ページ以降は参考資料になりますので、この1ページ目について少し丁寧に説明させていただきます。

まず1点目の課題としましては、現行の省令に定められている発信者情報の対象のみでは、発信者を特定することが技術的に困難な場合が増加しているということが挙げられます。

この課題の対応策としては、下にありますとおり発信者情報開示請求の対象となる発信者情報の拡充について検討が必要ではないか。例えば電話番号の追加を検討するのはどうか。また、その場合の課題等は何か。さらに全てのプロバイダが電話番号を保有しているわけではありませので、ログイン時のIPアドレスなど、投稿時以外のIPアドレスについてはどうかといった項目が検討の方向性として考えられるのではないかと考えています。

2点目は、権利侵害が明白と思われる場合であっても、発信者情報が裁判外で任意に開示されないケースが多いという点です。

この課題への対応策、あるいは検討すべき事項としましては、下にありますとおり任意開示が少ない理由は何か、権利侵害が明白な場合に任意開示を促進する方策を検討するのはどうか。その場合の課題等は何かといった項目が検討の方向性として考えられるのではないかと考えています。

これは資料1－2のところでも発信者情報開示請求権のご説明の中でも触れましたとおり、プロバイダ責任制限法第4条の発信者情報開示請求権というのは、裁判手続のみで行使することができる権利というわけではありませので、実体法上の権利ということでございますので、この第4条第1項に定める要件、すなわち権利侵害が明白である場合といった要件が満たされていれば、裁判外で任意に請求して開示を受けることができる仕組みとなっております。権利侵害が明白と考えられる場合、例えばこれは誰が見ても権利侵害であろうと思われるような、いわば9割方権利侵害が明白と考えられるような場合ということ

かと思いますが、そのような場合に、ある程度裁判外での任意開示がなされてもよいのではないかと、そのような任意開示を促進する方策を検討するのはどうかと、またその場合の課題や留意すべき点等は何かといったことについて検討を深めていきたいということでございます。

3点目は、裁判外で開示がなされない場合、発信者の特定のための裁判手続に時間・コストがかかる。特に海外プロバイダを相手として訴えを提起する場合は、訴状の送達手続に多くの時間を要しており、救済を求める被害者にとって負担という点でございます。

この課題への対応としては、下にありますとおり発信者に対する損害賠償等の請求の前に発信者を特定するために複数回の裁判手続が必要となっていることや、海外への訴状の送達手続に時間を要していることなどの現状を踏まえて、どのような方策が考えられるかについて検討が必要ではないかと、その場合の課題等は何かとしております。

上記2点目において、権利侵害が明白な場合の任意開示を促進する方策の検討について言及していますが、権利侵害が明確でないケースなど裁判外での任意がなされない場合には裁判手続になってまいります。その裁判手続に時間・コストがかかるという課題を挙げているところでございます。この点についてはどのような方策が考えられるか、検討すべき事項は何かという点についてこの場でご議論いただきたいということでございます。

以上の3点でございますが、発信者情報開示制度に関する課題については、細かいことを含めるとこれら3つ以外にも様々な事項が挙げられるかもしれませんが、ここでは優先的に検討、見直しが必要と考えられるものについてこれら3点をお示しするものでございます。

また、発信者情報開示が問題となる匿名での書き込み、あるいは匿名でのコンテンツ発信による権利侵害のケースとしては、名誉毀損やプライバシー侵害のような人格権に対する侵害と、いわゆる海賊版コンテンツのアップロード行為といった著作権に対する侵害等が考えられるところでございます。

ただいまのNTTコミュニケーションズさんからのプレゼンにもありましたとおり、名誉毀損あるいはプライバシーといった人格権の侵害事案というのが多くを占めているという現状を踏まえ、この場で検討が必要な権利侵害類型としては、今申し上げた人格権というのは当然でございますが、一方で著作権侵害も大きな問題であると認識しておりますので、本研究会では検討対象とする権利侵害類型としては人格権、著作権の両者を念頭にご議論いただきたいと考えております。

以上を踏まえまして、この後の自由討議の中で、本日は第1回目の会合ですので今後の検討の方向性についてご議論いただきたいと。もう少し具体的に申し上げますと、記載にあるとおりの検討の方向性で問題ないかどうか、また検討を深めるべき具体的な対策、具体的な留意点、念頭に置いておくべき事項などについてご意見を頂きたいと思っております。

長くなりましたが1枚目の説明は以上でございます。

2枚目以降は参考資料となっております。まず、右上に2と書いてある2ページ目、参考1でございますが、これは発信者を特定する一般的なプロセスを挙げたものでございます。既にNTTコミュニケーションズさんからプレゼンいただいた内容と重複しますので詳しい説明は割愛しますが、SNS事業者などのコンテンツプロバイダへの請求の次にISPなどのアクセスプロバイダへの請求という形で、通常は通信経路をたどった形での発信者特定のプロセスになっているということをお示ししたものでございます。

次の3ページ目、参考2でございますが、これはISPやSNS事業者等が保有している情報と、その開示の流れを図示したものでございます。図の中ほどを御覧いただきますと、③の権利侵害の書き込みがなされた後に、被害者は赤で④、⑤という形で通常は通信経路をたどって発信者を特定するわけですが、昨今は投稿時のIPアドレスがないとか、またその接続先であるコンテンツプロバイダのIPアドレスが時間によって変動するといったような例もありまして、通信経路をたどって発信者を特定することが困難なケースが増加しているということもあります。したがって、通信経路によらずに発信者を特定する方法としまして、点線で④'とありますとおりの携帯の電話番号や、その下の④"というところにありますとおりのログイン時のIPアドレスやタイムスタンプから発信者の特定につなげる余地があるのではないかとということでございます。

4ページ目に参りまして参考3でございますが、これは清水弁護士のプレゼンの中でも言及がありました裁判例について判決の関係部分を抜粋したものでございますので、ご参照ください。

それから5ページ目以下、参考4はプロバイダ責任制限法の条文を記載したものでございますので、こちらもご参考にいただければと存じます。このうちの第4条が発信者情報の開示請求に関する規定となっております。

資料1-5の説明は以上になります。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。

ご発表は以上ですので、自由討議に移りたいと思います。ご発表に対するご質問ですとか、あるいは今お示しいただいた検討課題案についてのご意見といったものを自由にご発言いただければと思います。

それで、既にご発言の挙手が幾つかございますので順番にお願いしたいと思います。では、まず大谷構成員のほうからお願いします。

**【大谷構成員】** 日本総研の大谷でございます。ありがとうございます。

NTTコミュニケーションズ様にご質問させていただきたいと思います。本日はプロバイダとして実務の状況を説明いただきまして、誠にありがとうございました。

それで、恐らく実務でお困りのことを全てご披露いただいたものではないような気もしております、3点ほど教えていただきたいと思います。1つ目ですけれども、そちら様の資料の2ページのところに発信者情報開示請求のフローを挙げていただいておりますが、この中で権利侵害の明白性等の要件を満たすかどうかの判断というのはどのあたりで行っているのか、それとも発信者への意見聴取の前後で恐らく状況が変わるので、権利侵害の明白性の判断というのはその前後の両方でされると思うのですけれども、そのタイミングですとか回数などについて、まず教えていただければと思います。

2点目は、そのときの判断基準としてご参考にされているものなどがありましたら、教えていただければと思います。

それで3点目ですけれども、清水弁護士のほうからご提案のあったSMSの番号など、その2段階認証の手続は海外のプラットフォーマーのものとしては非常になじんでいます。国内のプロバイダさんの状況がどのようになっているのか、OCNについてはちょっと私もよく認識しておりませんので、教えていただければと思います。

どうもありがとうございました。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

そうしましたら、NTTコミュニケーションズさん、よろしく申し上げます。

**【小原部長】** NTTコミュニケーションズ、小原でございます。大谷先生、ご質問ありがとうございます。

3点のご質問がありましたけれども、1点目、そのフローの中で権利侵害の判断のポイントということですが、やはり先生がおっしゃってましたとおり発信者への意見照会の前後でということにはなると思いますが、最終的にはやはり発信者からの意見が返ってきた内容も踏まえて判断するという状況になっていると、現状ではそのように思います。

また2点目、その際の判断の参考材料ということですが、判例ももちろんそうですし、ガイドラインもそうです。プロバイダが任意に開示する際のガイドラインというのが非常に有効な参考材料としてはございます。また、私どもが蓄積しています事例、過去の事例なども参考にしながら、必要に応じて弁護士の先生方にもご相談しながら判断しているというところになります。

村上さん、この2点に補足がございましたら、何かありますか。

【村上氏】 NTTコミュニケーションズの村上でございます。

特段ございません。

【小原部長】 一応2点につきましてはそのような状況です。

また、3点目の2段階認証のところにつきましては、申し訳ございません、今時点でクリアなお答えをできる状況ではありませんので、また別途必要に応じてお答えさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

【曾我部座長】 大谷様、よろしいですか。

【大谷構成員】 どうもありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

この間、構成員の皆様方からたくさんご発言希望がありまして、NTTコミュニケーションズ様へのご質問、それから清水先生へのご質問、両方あるのですが、ちょっとまとめて、まず今の流れでNTTコミュニケーションズ様に対するご質問を順番にお願いしたいと思いますが、垣内先生、よろしくお願ひします。

【垣内構成員】 垣内です。どうもありがとうございます。NTTコミュニケーションズ様には、大変貴重な知見をご提供いただきましてありがとうございます。

私からは2点、お尋ねしたい点がございまして、1点目ですけれども、今日頂いている資料の2ページのところの、先ほども話題になっていた取扱いフローのところにお示しいただいている点に関わる現状と申しますか、実態についてお教えいただければと考えています。1点目は、この発信者へ意見照会されて不同意の場合と同意の場合があるということなんですけれども、どの程度発信者の側で同意される場合というのがあるのかということについて、差し支えのない範囲でお教えいただければというのが1点目です。

それから2点目ですけれども、発信者のほうで同意があれば開示するという扱いということになるわけですが、不同意の場合でも一定の場合にはNTTコミュニケーションズ様のご判断で開示するというフローになっているかと思ひますけれども、発信者のほうで不

同意であるにも関わらず御社のご判断で開示する事例というのがどの程度あるのかということについて、これも差し支えない範囲でご教示いただければ参考になるかと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では、よろしく願いします。

**【小原部長】** NTTコミュニケーションズ、小原でございます。垣内先生、ご質問ありがとうございます。

1点目のところですが、同意・不同意の実態のところですが、同意・不同意、またフローにございませぬけれども返ってこないというケースもございませぬ。そういったことを考えると、同意で返ってくるケース自体は決してそんなに多くはございませぬ。定量的に幾つということはないですけれども、個人の方でも同意ということで返ってくるケースも多くはないですがございませぬし、また、私どものサービスの卸、サービス提供形態にもよりますが、先に卸先のプロバイダ、法人のお客様ですとかそういった方がいる場合には同意ということで返ってくるケースもあるというのが状況です。もしその数値の詳細な状況が必要でございませぬら、また別途ということをお願いできればと思ひます。

また、2点目にご質問いただきました、意見照会の結果は不同意であるけれども開示に至るケースということですが、基本的に先生がおっしゃいましたとおりの同意のケースでは開示ということですが、不同意であっても著作権の侵害の場合ですとかプライバシー侵害の場合は、ガイドラインに沿って、これはどう見てもガイドラインに該当すると、任意に開示すべきだというケースが多くはございませぬけれどもありますので、例外的にと言ひえるかもしれませぬが、そういったケースにおいては不同意であっても開示します。プライバシーでいうと氏名、住所、連絡先等がネット上にあったり、あるいは著作権で言ひますと、例えば楽曲のファイル共有、例えば楽曲がアップされていたときに、そういったものの著作権の侵害性を客観的に証明できるツールもございませぬので、そういった客観性も担保できるという状況で開示の判断をしているということになります。よろしいでしょうか。

**【曾我部座長】** 垣内先生、よろしいですか。

**【垣内構成員】** どうもありがとうございます。

**【曾我部座長】** では、次に前田先生、お願いいたします。

**【前田構成員】** NTTコミュニケーションズ様に質問させていただきます。大変詳し

いデータをお示しいただいて、ありがとうございました。

私がお伺いしたいのはスライドの4枚目、別紙2の被侵害権利の内訳というところに関してなんですけれども、この表を見ますと著作権侵害に関しては訴訟外での開示請求というのが多いというように見えます。まず、そういった理解でよろしいのかということが1点目。

2点目としてお伺いしたいのは、仮に著作権侵害がプライバシーや名誉棄損に比べて訴訟外での開示請求がなされているのだとすると、その理由は何なのかということです。先ほど垣内先生の質疑応答の中でガイドラインのお話などもされておりましたが、それも含めて理由を教えてください。

【曾我部座長】 では、小原様、お願いします。

【小原部長】 NTTコミュニケーションズ、小原です。前田先生、ありがとうございます。

1点目のグラフの左右で、右側のグラフにおいて著作権侵害の開示請求が左と比べて多い状況にあります。それはそのようなご理解で結構です。これは2年分の合計ですけれども15%ちょっと、20%まではいかないくらいですけれどもございます。

それで、ちょっと2点目が聞き取れなかったんですけれども、その差分の理由というように受け止めますと、右側の著作権侵害については、先ほど垣内先生からのご質問にもありましたように実務的には任意開示できるケースが比較的多いというような理解で、訴訟における左側のグラフでは著作権侵害のウエートが低くなっていると、このように理解しております。

先生、2点目のご質問は今のよう理解でよろしかったでしょうか。

【前田構成員】 結構です。任意開示で開示できると簡単に判断できるケースが比較的多いということでしょうか。

【小原部長】 そのように理解しております。

【前田構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 では、よろしいですか。

では、その次は上沼先生、お願いします。

【上沼構成員】 上沼です。NTTコミュニケーションズ様、どうもありがとうございました。

先ほど、裁判のほうに行ったときに、開示の判断が出たときに控訴はされていないとお

っしやっていたと思うのですが、任意開示の段階では明白とは判断ができないということ  
で裁判となったが、裁判所は権利侵害が明白として判断したことについて不服はないとい  
うことかと思うんですが、そうすると明白性の判断がプロバイダレベルと裁判所のレベル  
でずれているというようなことになるのかなと思うんです。判断がずれても、控訴されな  
い理由というか、その辺のところをちょっと教えていただければなと思うんですけれど、  
いかがでしょうか。

【小原部長】 NTTコミュニケーションズの小原でございます。ご質問ありがとうございます  
ございます。

判断がずれているという理解かどうかもありますが、訴訟上、訴訟展開上はそのようにな  
りますが、どうしても権利侵害の明白性の判断、また通信事業者、アクセスプロバイダ  
としては通信の秘密、プライバシー、それから表現の自由といったところで非常に慎重な  
対応が求められている中で、私どもが任意に権利侵害の明白性と、特に名誉毀損の場合で  
すけれども、判断をするのは非常に難しいということで、訴訟に委ねるというようなこと  
のほうがかかると実態に近いかもしれません。

お答えになっていますでしょうか。

村上さん、もし何か補足があれば。

【村上氏】 すみません、NTTコミュニケーションズの村上です。

今の小原からの説明に特段補足はございません。やはり名誉毀損というのは判断しづら  
いかなというところで訴訟に委ねているというのが実態です。

【曾我部座長】 上沼先生、よろしいですか。

【上沼構成員】 ありがとうございます。接続プロバイダの方が拒否するために裁判に  
委ねているというようには思っていないんですけれども、ただ負けたほうがいい訴訟っ  
て大変だろうなという、そういう意味です。すみません。大丈夫です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

若江さん、お願いします。

【若江構成員】 若江です。

事業者の人たちが開示についての自社の基準を公表したりとか、あるいは開示事例につ  
いて第三者委員会で検証するとかそういった制度を設けているところがあるのかどうかと  
いうのが知りたかったんですけれども、よろしくをお願いします。

【小原部長】 NTTコミュニケーションズの小原でございます。ご質問、ありがとう



ございます。

私どもの発信者情報開示請求のプロセスを開示しているところがあるかというようなご質問でよろしいでしょうか。

【若江構成員】 削除については、どのような基準で削除するかというところを公表しているようなところとかも一部あると思うんですけども、任意開示についても、どのような場合に明白な権利侵害に当たると判断して開示することになっているかという基準を外部に公表したり、あるいは事後に、その開示が任意開示について適切だったかどうかということが外部から検証できるような、そういう仕組みみたいなものを設けているかなと思っただけですけども。

【小原部長】 事後の検証自体をやられている事業者さんはいらっしゃるかもしれませんが、私どもとして客観性を示しているということは、現状ではございません。またその判断基準の公表につきましては、私ども自社特有の判断基準ということを持っているというよりも、やはりガイドライン等に従って対応していると、比較的ニュートラルに対応しているという状況でございますので、そういったことを、実務的な手続を含めてWEB上で手続をご案内し、またガイドライン等についても御覧いただけるようにリンクを貼ったりと、そういった営みをしています。よろしいでしょうか。

【若江構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 若江さん、よろしいですか。

【若江構成員】 はい。

【曾我部座長】 それでは、次に栗田先生からご質問をお願いします。

【栗田構成員】 栗田です。2点お願いいたします。

まず、1点目ですが、教えていただける範囲で結構ですけども、任意開示請求に対応するための人的、経済的コストは御社ではどのくらいのご負担になっておりますでしょうか。

次に、2点目ですが、例えば、清水先生のご提案にありましたように、「権利侵害が明白であると判断するための検討をしたことの疎明ができるような準備をしていれば、プロバイダ側の責任を免責するという制度」が導入されるとした場合には、これに対応することは可能でしょうか。つまり、権利侵害の明白性の判断手続を事後的に疎明可能なように、あらかじめ記録をとっておくことは対応可能でしょうか。

以上です。

【小原部長】 NTTコミュニケーションズの小原でございます。栗田先生、ご質問ありがとうございます。

1点目、任意開示に関わる人的コスト、経済的コストでございますけれども、人的コストにつきましては、私は法務監査部というところにおりまして、法務部門で対応しています。また一方、実務運用につきましては別な部門で対応しておりますけれども、人的には専担で数名、二、三名は常時この対応に従事しています。また経済的なコストという意味では、そういった人的コストに加えて弁護士の先生方にご相談したり、また訴訟に至ったときは法定代理人をお願いしたりと、そういったところが発生してまいります。

また、2点目の免責のところにつきましては、現時点で私どもとして意見を申し上げる段階ではないのではないかと思います。任意開示できないケースを、私どもの免責をされることによって少し手当していただくという意味では、促進する理由には一定程度なるのではないかなと思いますけれども、そこが具体的にどのような形になるかというのがポイントかなと思いますので、現時点ではまだ意見という段階まで至っていないというところでご容赦いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【栗田構成員】 栗田です。ちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。

【小原部長】 はい。

【栗田構成員】 清水先生のご提案が任意開示を促進するかどうかではなく、任意開示の判断にあたって「権利侵害が明白であると判断するための検討をしたこと」を事後的に疎明できるようにログをとっておくことは、どの程度可能なのでしょうか、という趣旨だったのですが、その点についてはいかがでしょうか。

【小原部長】 それは、ログをとっておくと先生がおっしゃっているのは、例えばプロセスとして有識者の先生方にご相談したりと、そういったプロセスを経て判断したと、そういったことを残すというような理解でよろしいでしょうか。

【栗田構成員】 そうですね。

【小原部長】 内容や負担の度合いにもよると思うが、当社における開示のケースを想定していえば、実務的には可能だと思います。

【栗田構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【小原部長】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 栗田先生、よろしいですか。

では、NTTコミュニケーションズ様へのご質問は一巡したと思いますので、続きまし

て、清水先生に対するご質問を順番に頂きたいと思います。では、丸橋先生からお願いできますでしょうか。

**【丸橋構成員】** 清水先生のスライドの1枚目、開示請求の対象というところで省令記載以外の情報を要求されると、これは主にアクセスプロバイダから、清水先生の言うところのコンテンツコンテンツプロバイダとされるSNS事業者の保有する、ここに例として書いてあるような接続先IPアドレスとか接続先URL、投稿先URLのようなものを要求されるということを言っていると思うんですけど、それに対するお考えが清水先生のスライドになかったので、そこをお聞きしたいということです。私の想像では、キャリアグレードNATというIPアドレス変換の仕組みがあるので、それを採用しているコモンキャリアのほうはなかなか簡単に特定しにくい状況にあり、その特定を確実にするためには、それら省令事項以外の情報を要求される、という実務上結構面倒くさいことになっている、ということだと思います。この問題に対する解決策についてのご提案がないのでその辺をお聞きしたいという点です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では、清水先生、お願いします。

**【清水弁護士】** 丸橋先生、ありがとうございます。すみません、解決策というか、接続先IPアドレス、接続先URLなどがアクセスプロバイダのほうから要求されるということになっているわけなんですけど、これが省令にないということで、省令にこれらを追加していただければなと思っているという、解決策としてはそういう形になるかなと考えております。このような形でよろしいでしょうか。

**【曾我部座長】** 丸橋先生、いかがでしょう。

**【丸橋構成員】** はい、その程度の解決策で足りるのかどうかという点なんですけれども、例えばIPv6の世界にどんどん入っていけば自然に解決されてしまう問題で、暫定的な解決策にしかないのかなという点が1つ。とはいってもIPv6になるまでは何年、何十年かかるか分からないという前提で言うともそういうことも必要かもしれないと思います。抜本的対策としては、アクセスプロバイダにたどり着けないと特定できないような2段階の開示が必要な状況においては、1段階目の上位のSNS事業者から開示させる対象となる情報を限定列挙ではなくて、幅広く認めてしまうのがいいのではないかと、というのが私の個人的な意見です。

以上です。

**【清水弁護士】** 清水です。

私もできる限り、開示請求する立場としてはできる限り広いものが入っていたほうが、それはいいかなというようには考えております。

あと、キャリアグレードNATというところで言うと、コンテンツプロバイダ、SNS事業者のほうからもどうしようもないというか、分からない情報だと思いますので、これを開示せよというのはなかなか難しいところかなと思っております。ですので、現状の取り急ぎの解決、現時点での法の立て付けの中でできることとしてこういうもの、接続先IPないしURLというものを開示できると開示請求が促進できるのかなと思っているところなんです。

あと、IPv6になれば解決できるのではないかというご指摘は、恐らくそのとおりなのかなとは思いますが、ご指摘のようにどれぐらいでそれが完了するのかも分かりませんし、現状IPv6で出てきているものについても同じような情報が要求されているというのが実際のところですし、特定は結局それがないとできませんと言われてしまっている現状がございます。ですので、これらの情報があると助かるかなと。

あとはSMSアドレスなどがあれば、直接的に開示請求をコンテンツプロバイダからできるようにもなるのかなとは思っております。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

丸橋先生、よろしいでしょうか。

**【丸橋構成員】** ありがとうございます。よく分かりました。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では、続きまして上沼先生、お願いします。

**【上沼構成員】** 上沼です。ありがとうございます。

先生にご質問したいのは2点ありまして、1つ目がメールアドレスについてです。開示対象にメールアドレスが入っているんですが、実際にメールアドレスの開示請求をされたケースと、そのメールアドレスの開示が有効だったケースというのはあるのかどうかというのが1点目です。

2点目は、先生のご説明のとおり、裁判例で投稿時のIPアドレスではないことを理由に発信者情報の開示を否定したものがあるのですが、同じ判決でメールアドレスの開示を認めたものがあります。リツイート事件とかはそうだと思うんですが。そうすると、メー

メールアドレスについては権利侵害情報の発信と直接紐付けられた情報ではないので、本来は開示を認めなかったログインIPアドレスの件と問題意識としては同じはずなのに、裁判所はなぜメールアドレスの開示は認めているのかなというのが疑問です。この点について裁判所が何か考慮している様子があるのかどうなのか、もしご存じだったら教えていただければなと思っています。よろしくお願いします。

【清水弁護士】 まず、1点目のメールアドレスの開示というところなんですが、開示請求を通常しておりまして、実際認められている例というのも多いという認識ではあります。ただこれがどれくらい有効なのかというと、実際登録されているメールアドレスが、例えばGmail等のいわゆるフリーメールというようなものが登録されていることが非常に多くなっておりまして、この情報だけから何か特定できるという例はあまり多くないというのが現状ではあります。

ただ、特定の企業の個人のとっているドメインが使われているメールアドレスが使われていたり、各プロバイダが付与しているメールアドレスであるとか、いわゆるキャリアメールがある場合というのが例は少ないながらもありまして、そういうものから発信者がさらに特定できると住所、氏名が適当なものというのがたまにありまして、そういう場合にメールアドレスから相手が特定できるという例は、ごく僅かですがないことはないというところではあります。

2点目の、メールアドレスは認めたものの、投稿についてはログイン時のIPから紐付く契約者情報については認めなかったという例についてですが、確かになぜそういう判例、ご指摘のとおり問題意識は同じかなとは思いますが、何でそういうようになっているのかというところですが、条文の立て付け上の問題でそういうように判断しているものと認識しています。今判決を読んだわけではなくて、記憶で話しているものでちょっとどこまで正しいか分かりませんが、条文の立て付け上そういう判断になっていたかなと思います。

以上です。

【上沼構成員】 ありがとうございます。

問題意識は同じだということが認識できれば大丈夫です。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、北澤先生、お願いします。

【北澤構成員】 北澤でございます。小原様、清水先生、本日はありがとうございます。ありがとうございました。

清水先生へのご質問と合わせて、先ほどから任意開示の話が大分出ていると思いますので、私のほうからもプロバイダ代理人として任意開示にどう対応しているか少しお話しして、清水先生へご質問させていただきたいと思います。

私も普段の業務でプロバイダから、訴訟外で開示請求を受けたんだけど任意開示してもいいのかという相談はよく受けます。権利侵害の明白性ありと判断できるのかということとか、あとは開示した場合の、ご紹介いただいたようにリスクですね。例えば、発信者からどうして開示したのかと言われた場合にどう説明できるのかと。あとは開示しなかった場合に生じるコストですが、訴訟になるかどうかというところも踏まえて判断します。私の経験上、任意開示してよいというゴーサインを出すことも決してそう少なくはないです。ただ先日、裁判外の開示請求で請求者の代理人の先生に任意開示しますということを伝えると、「えっ、任意開示してくれるんですか」と大変驚かれたことがありまして、恐らく実態としては件数は少ないんだろうなという印象を受けました。任意開示が少ない理由としては、例えば企業への批判というような記事とか口コミとかで内容の真実性を判断できないというときは任意開示が難しく、これは裁判所に判断してもらおうということになることは多いです。

あとは、難しいと感じるのは不適切な表現と違法な表現の区別です。批判内容は真つ当なんだけどもちょっと言い過ぎではないかというようなケースで、じゃあ、これが不法行為になるのかと言われると、今度は表現が萎縮するのではないかという話があって、そういった難しい話があります。いずれにしても、任意開示するにしても、プロバイダにとってはノーリスクではないという点は、任意開示が少ない理由として、やはり大きいのかなと思います。

清水先生からもご指摘があったとおり、万が一誤って開示した場合に、通信の秘密侵害罪とかそういった刑事責任はどうなるのかということのも、実はあまり表立って議論されたことがなくて、刑事責任が絡んでくるとどうしても慎重な対応をせざるを得ないというところもあります。ですので、このあたりはガイドライン等で一定のルール化してもらえると、恐らく任意開示もしやすくなるのかなと思っております。

あとは、清水先生へのご質問とも関連するんですけどもログイン時の情報のお話がありました。これも清水先生のご指摘のとおり裁判例が固まっていなくて、事業者としても任意開示、果たしてこれが発信者情報なのかどうかというレベルではっきりしないというところがあって、裁判所でも見解が分かれるような論点ですから、これを事業者が判断する

のは非常に難しいと思います。ですので、この点も私は解釈でログイン情報を発信者情報に含めることは通信の秘密の関係でちょっと難しいと思っているので、発信者情報に含めるとすれば、何らかの立法対応なりルール化が必要なのではないかと思っております。

ここでご質問なんですが、恐らく立法対応するにしても、じゃあ、どういうルールにすればいいのかという話があって、ログイン時の情報というのも1つじゃないわけです。どういった範囲のものを開示の対象とすべきなのかという点、これについて、もし清水先生のほうでご見解がありましたら教えていただければと思います。

**【清水弁護士】** 清水です。

ログインに関してどこまでを開示対象にすべきかというのは、私もどうするのが適切なのかというのはなかなか非常に難しいなとは思っております。ただ時間的な制限とか、實際上ログが残っているのは3か月程度というところが多いのかなと思うんですけども、そういうところも含めて考えると、ログイン時の情報から紐付く契約者に関する情報というのはひとまず開示していただきたいというのが、開示請求する側からの要望になるかなと思います。複数出てくるという可能性ももちろんあるんですけども、その場合でも実際上の関係があるから書き込んでいるということも非常に実際上は多いわけですので、その中から実際の発信者が誰かということも特定できるのかなとは思っています。そういう意味では、という意味ではというか、レジユメでも書きましたけども、実際ログインしている人が複数人であるということは基本的にはあまり多い事例ではないと認識していますので、ログインしている者であれば開示対象にしていただきたいなと思っております。

この問題は、発信者の電子メールアドレスを開示するかどうかという先ほどの上沼先生のご質問の趣旨にも恐らく関わってくるのかなというように思っています。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

北澤先生、いかがですか、よろしいですか。

**【北澤構成員】** ありがとうございます。

どうしてもログインの問題というのは、ログイン時のアクセス自体は何も法的には本来問題ない通信のはずなんですけれども、要はある通信で問題の発言をしているから、別の通信についても明らかにしていいというような形になってしまうので、そこがおそらく通信の秘密の関係でもどうバランスをとるのかという問題があるように思います。

私からは以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。高裁の判決だったと思いますけど1年ぐらいタイムギャップがあったものでも開示を認めたというのがありました。

では、次は垣内先生、よろしくお願いします。

【垣内構成員】 垣内です。

清水先生、実務の問題状況について大変貴重なご紹介いただきまして、どうもありがとうございました。その中で、いろいろ訴訟法上の課題についてもご指摘いただいております。いずれも大変重要だけれども非常に難しい問題だなどと思って悩んでいるというのが現状ですが、それについての意見は、また機会を改めて申し上げさせていただければと思っております。

ご質問としては2点あります。1点目はやや細かいお話ですけれども、今日のスライドの2ページ目でSMSアドレス、携帯電話番号の開示の関係で、この電話番号が分かったときに、携帯電話会社に弁護士会照会をかけることによって契約者が特定できるというご説明があったんですけれども、この弁護士会照会で携帯電話会社に照会するというのは、これ自体として発信者情報開示請求ということなのか、それともそれとは別物として整理されるものなのかというあたりについて、ちょっと私は不勉強で理解が、十分整理できていないところがありまして、関連してプロバイダ責任制限法の免責規定の適用関係なんかはどうなるのかということについて、もしご知見があればお教えいただければというのが1点目です。

それから2点目ですけれども、本日の議題というのは主として発信者情報開示の段階のお話なんですけど、実務の現状として発信者について情報開示を受けて特定ができたという場合に、これは任意の開示もあれば、裁判でということもあるかと思っておりますけれども、発信者自身に対する責任追及というのがその後のステップとして想定されるかと思うんですが、情報開示を受けた上で発信者に対する責任追及、賠償請求等が認められるかどうかということについてどの程度認められる例があるのか、情報開示がされれば大体権利侵害が明白だという判断が一旦はされているということで責任追及が認められることが多いということなのか、それとも必ずしもそうでないといった実態があるのか、そのあたりについて、もしご知見があればお教えいただければと思いました。

以上です。よろしくお願いいたします。

【清水弁護士】 清水です。

1点目の弁護士会照会で、どういう扱いとして開示請求されるのかということかと思う



んですけども、発信者情報開示請求として開示請求しているというわけではないという認識です。ただ、實際上何度かこういう形で相手を特定しているという例はあるのですけれども、発信者情報開示請求としてやっているというわけではないです。1点目は、弁護士会照会で電話番号が分かったので、電話番号に紐付く契約者情報を教えてほしいという通常の弁護士会照会の手続を使っているだけという、そういう扱いで行っております。

2点目の発信者を特定した後の責任追及はどうかということですが、自分の認識している限りでは責任追及は、損害賠償請求をすればおおむねのところでは認められる例は多いのかなというように思います。ただ、真実性の立証などがより詳しく出てきたことによつて、責任が認められないという例もごく僅かながら存在しているのかなとは認識していません。

あと、責任追及とって責任がどれくらい認められるかという、例えば1万円認められても責任が認められたということになりますし、100万円認められても責任があるという判断になったということになるかと思うんですけども、實際上認められる賠償額という点でいうと30万円から5、60万円程度になっていることが非常に多くて、手続にかかった費用に比して賠償額は非常に低くとどまっているというのがこの類型の問題、この発信者情報開示請求の一連の問題として一つあるのかなと認識しています。

以上です。

**【曾我部座長】** 垣内先生、よろしいでしょうか。

**【垣内構成員】** どうもありがとうございます。

弁護士会照会については、現状で照会に応じてもらえているということであればあまり心配することもないのかもしれないんですけども、情報開示によって責任追及される可能性というのは弁護士会照会の場面でもないことはないかと思しますので、そのあたりで理論的には免責の問題なんかも検討する必要がある場合もあるのかなという問題関心でご質問させていただいた次第です。どうもありがとうございました。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

続きまして、鎮目先生からご質問を頂いていますので、よろしくお願ひします。

**【鎮目座長代理】** 清水先生、ご報告どうもありがとうございました。プロバイダ責任制限法が抱えている課題について大変分かりやすくご報告いただきまして、勉強になりました。

伺いたいことは2点ございます。1点目がスライドのページ数で言いますと8ページの

解決案のところでした、ご報告を伺って、通信の秘密侵害というのは刑事罰もあるところですし、責任追及のリスクによって任意開示について一種の萎縮効果のようなものが生じているというのは大変よく分かりました。

その上でご提案は、権利侵害について明白であると判断するための検討したことの疎明がなされた場合には免責されるという、そういう制度はどうかということと理解しまして、免責ないし違法阻却の制度を設けるとするのは、線引きとしては合理的なのではないかと思えます。通信の秘密侵害と権利侵害の被害者救済というものは、バランスにも配慮されたお考えかなと思いました。

そこでちょっとご見解を伺いたいのは、この明白だと判断する検討を尽くしたかどうかということは、これは刑事罰の限界づけにも影響するという理解でよろしいでしょうかという点です。（接続が途切れる）

**【曾我部座長】**　　ちょっと切れてしまったみたいですので、すみません、鎮目先生のご発言は後ほどつながりましたら改めてお願いすることにして、1点、事務局のほうへの質問が出ておまして、資料への補足説明をしていただくということですので、そちらを先にお願ひしたいと思ひます。

では、これは直接もう補足説明でよろしいですか、お願ひします。

**【大澤専門職】**　　事務局となります。資料1－5の4ページ、参考3の電話番号に関する裁判例に関するご質問と理解しております。

簡単に補足させていただきますと、これはコンテンツプロバイダではなくて、アクセスプロバイダに対して開示請求がなされた事案となっております。電話番号は省令に規定されておられませんので、総務省令3号の電子メールアドレスにSMS用電子メールアドレスが含まれると解した上で請求がなされたという事案でございます。結論としては、電子メールアドレスにSMS用電子メールアドレスが含まれるというような判示がなされたものとなっております。その簡単な理由といたしましては、プロバイダ責任制限法3条の2に定められております電子メールアドレス等の定義に着目して、他法における定義を参照しつつ、文理解釈上電子メールアドレスに含まれるものとの判断がなされたものとなっております。この点につきましては、控訴が係属中というような形でございます。

簡単になりますが以上となります。

**【曾我部座長】**　　ありがとうございます。

これをご質問いただいたのは大谷先生ですが、大谷先生、今のご説明でよろしいで

しょうか。

【大谷構成員】 ご説明、ありがとうございました。今日じゃない別の機会にまたコメントしたいと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございました。

まだまだご質問はあるかと思うんですけども、時間も大分迫ってまいりました。鎮目先生もちょっとまだつながっておられないかもしれませんので、一旦質疑のほうは以上にさせていただきまして、またメール等でご質問があれば頂ければと思います。

清水先生、それからNTTコミュニケーションズの皆様、どうもありがとうございました。

それで最後に全体のコメントということで、お一方から一言ずつ頂ければと思いますが、どうでしょうか、最初のご紹介の順番でよろしいですか。ということであれば、まず上沼先生のほうから何か一言お願いします。

【上沼構成員】 ありがとうございます。上沼です。

1点、通信の秘密を守るために、ISPの方々は本来負きたい訴訟で頑張ってくださいというの是非常にありがたいことだなとは思っているんですが、ただすごくアンバランスなのではないかなというのを若干感じております。というのは、うちの事務所にもコンテンツプロバイダ側で削除請求や発信者情報開示請求を受けている弁護士がいるんですけども、コンテンツプロバイダ側はユーザーの情報がビジネスに直結するので真剣に争うことになります。削除にしても発信者情報開示にしても。ですが、接続プロバイダの方々というのは、実はそのコンテンツの中身が直接のビジネスに直結はしていないと思います。ユーザーの情報なので全く関係ないということはないでしょうが、ただコンテンツプロバイダの方に比べれば、それほどではないような気がするんです。なのに、コンテンツプロバイダについては仮処分で認められる、アクセスプロバイダについては本訴が必要というのは結構大変だろうなというように感じました。その意味でSMSのアドレスの件は、今後有効な措置かなと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、大谷先生、お願いします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。今日は清水先生からも様々なご提案を頂きまして、大変勉強になりました。

頂いた提案の中で、海外への送達の問題というのが非常にネックになっているというのは日頃から実感しているところでございまして、訴訟法全体を変えるのは恐らく大変だと思いますけれども、何とかプロバイダ責任制限法の中で民事訴訟法の一般的なルールに対する特例のようなものを作り込んでいくことができないだろうかという、その可能性を探れないものだろうかといったことは検討の余地があるのではないかと思っております。実際に、この4条の関係ではないですけれども、3条の関係では例えば公職選挙法に関わる特例が織り込まれたという例もあります。特に手続に時間がかかるために発信者情報が失われてしまって被害者が泣き寝入りするということ为了避免するために、手続に無駄な時間をかけないということの合理性があると思いますので、ただそれが一般的な民事訴訟の原則とするには多分恐らく厳しいと思いますが、発信者情報開示というその制度の特性からすると是認されてもいいのではないかなと思っております。

そしてもう1点は、NTTコミュニケーションズ様のご説明からも感じたところですが、やはり権利侵害の明白性ということアクセスプロバイダの方が判断して、その判断結果について責任追及のリスクを負い続けるということは、判断基準があったとしてもかなり厳しいのではないかなと考えておまして、清水先生からのご提案は疎明ができるようにすれば免責するということですが、この制度以外にも幾つか方策があり得るように思いますので、今後検討できればと考えております。

以上でございます。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

続きまして、垣内先生、お願いします。

**【垣内構成員】**      垣内です。時間もありますので簡単に済ませたいと思いますけれども、本日も様々な問題点のご指摘がありまして、いずれも重要で、かつ難しい問題だなと感じております。

2点だけ、今日のところはコメントとして申し上げておきたいと思いますが、1つは任意開示の促進ということとの関係では、実体的な免責要件の問題ということもありますし、また多少なりとも手続的な観点ということで申しますと、例えばADRの仕組みがうまく使えるような工夫ができないかというようなことについても、私個人としては考えてみたいということを少し感じているところです。

それから2点目ですが、訴訟手続本体について、現状では2回、あるいは場合によっては3回訴訟手続が、裁判手続が必要だというようなことで、これが非常に負担が重

いということは大きな問題だろうと思います。できる範囲でこれが解決できるような工夫をしていくということは非常に重要なことと考えております。

ただ、本日の清水先生のご指摘にもあったんですけども、発信者情報開示請求権というのは一面では手段的なものにとどまるので、それについてこんなに何回もやるということが合理的なのかという疑問は当然あり得るところかと思いますが、他方では、現行法はこの請求権を実体法上の請求権として認めているということで、それについて最終的には、一般的には訴訟手続の保障ということがやはり必要ではないかと、また扱われている問題も表現の自由等に密接に関連する重要な権利ですので、そういう意味では慎重な手続に対する要請も一方ではあるというところで、どのあたりで線引きするのかということについては、手続法制だけでなく、実体権としての発信者情報開示請求権をどういうものとして位置づけていくのかという問題との絡みで考えていく必要があるのかなと感じているところです。

私からは以上です。

【曾我部座長】      ありがとうございました。

続きまして、北澤先生、お願いします。

【北澤構成員】      北澤でございます。

2点ありまして、先ほど上沼先生と垣内先生からアンバランスではないかといったお話や手続保障のお話があったんですけど、これはまさにおっしゃるとおりで、やはり発信者の手続保障をどうするかという問題というのは非常に重要なのかなと思っております。

あとはアンバランスという点なんですが、まさに私も普段感じることでして、コンテンツプロバイダの事業者さんですと、やはり自社サービスの投稿が問題になっているので、ある程度自主的に争うインセンティブが高いことが多い。ただ一方で通常発信者の氏名や住所を持っているケースは少ないので、そもそも発信者への意見照会ができないケースも多い。これに対して、アクセスプロバイダ、いわゆるISPの立場の事業者さんの方からすると、必ずしも直接自社サービスが問題となっているわけではないので、言い方が適切かどうかはともかくとして巻き込まれている感というのはどうしても出てきてしまう。しかし、通常は発信者の氏名、住所を持っているので割としっかりとした反論が返ってきます。最近、発信者の方に代理人がつくというケースも珍しくなくなってきておりまして、そういう点はどうバランスをとるのかというのが重要なかなと思います。

2点目なんですけども、ここ数年でちょっと目につくと思うのが、発信者情報開示を

悪用しているのではないかというケースです（例えば、消費者被害が関連するケースなど）。時間の関係で詳細はまた別の機会にご説明申したいと思うのですが、実際に表現が萎縮する場面というのを私も見ておまして、匿名を悪用している誹謗中傷と、この制度を悪用しているケースというのをどうバランスをとって制度設計をすべきなのかという点を検討する必要があると思っております。

私からは以上です。

【曾我部座長】      ありがとうございます。

では、栗田先生、お願いします。

【栗田構成員】      栗田です。

私は、現時点ではどの問題についても中立的なのですが、2点ほど申し上げたいと思います。まず、1点目は、既にご指摘があったところではありますが、発信者情報を開示すべきだという判断が下った場合に、電話番号、SMSアドレスやログイン時IPアドレス等、一体どこまでの情報について開示を認めるかは、発信者特定のための必要性和プライバシー、表現の自由、通信の秘密等との衡量問題になろうかと思えます。したがって、それぞれの要素についてどの程度の重みづけをするかというのが具体的に問題になってこようかと考えております。

次に、2点目は、任意開示についてです。任意開示については、民事及び刑事の免責を認めるかどうかという問題とともに、企業にとってのレピュテーションの問題ですとか、インセンティブの問題があろうかと思えます。弁護士会照会についても、例えば銀行とは単位会で協定を結ぶことによって弁護士会照会に応じてもらいやすい仕組みを作ったりしております。任意開示についても、どのような方策をとればプロバイダの方からも任意開示に応じやすくなるのかは、オープンに議論していけばよいように感じています。

私からは以上です。

【曾我部座長】      ありがとうございます。

では、鎮目先生、お願いします。

【鎮目座長代理】      鎮目です。よろしくお願ひいたします。すみません、先ほどは大変失礼いたしました。

非常に難しい問題で、本日は勉強になりました。先生方からご指摘がありましたように通信の秘密侵害罪という刑事罰もありますので、免責要件正当化事由などを設けるとしたらどのようなものがあり得るかというのは、これは通信の秘密、それからプライバシーと

か表現の自由などの諸利益の効用のバランスの問題になるのかなと私も思います。非常に難しい問題かと思えますけれど、清水先生のご報告にありましたようにこれは喫緊の課題であるということにはなりそうですので、良い制度設計の提案ができるように議論ができればと考えております。今後ともよろしく願いいたします。

【曾我部座長】      ありがとうございます。

そうしますと、50音順だと私ですけど一旦飛ばさせていただいて、次に前田先生、お願いします。

【前田構成員】      前田です。今日は大変勉強させていただきました。

発信者情報の拡充という点についてですけれども、権利侵害が明白なケースにおいて権利侵害抑止の実効性を高めるためには、なるべく発信者の特定に資する情報は多く出させたほうが良いということはあると思います。一方で通信の秘密や発信者の表現の自由の問題というのがありますので、そこは慎重に衡量する必要があるんだろうとっております。

今日話題に上がっておりましたログイン時IPアドレスなどの問題については、厳密な意味では適法と評価せざるを得ない通信に関する情報も、侵害に係る通信の発信者を特定する上で必要であればどこまで開示させていくのかという難しい問題があるのかなと思っております。表現の自由とか通信の秘密という観点からここは厳密に見るべきだというのが一方で、そこを厳しく見過ぎると実効性に欠けるという事態が起きてしまうと理解しております。ここを今後詳しく議論して詰めていく必要があるんだろうとっております。

以上です。

【曾我部座長】      ありがとうございます。

次に丸橋先生、お願いします。

【丸橋構成員】      清水先生に対する質問のときにも言いましたけれども、SNS事業者等の上位サービスとアクセスプロバイダの中での発信者情報開示に関する役割分担、それをどういうように設計していくのかというところが非常に重要だと思っております。どちらも開示関係役務提供者ですけども全く意味づけが違ふところ、そこをどのように解決していくのかという点で、垣内先生からあったようなADRをもう一度ちゃんと考え直すというようなことも必要でしょうし、任意開示のガイドラインのほうを充実させていくというのも1つの方法じゃないかと思っております。

【曾我部座長】      ありがとうございます。

早速不手際ぶりを発揮してしまいまして、ちょっと時間が来てしまいました。最後に若江構成員にご発言いただいて、その後、オブザーバーの法務省民事局さんのほうから一言頂けるということですので、最後にそういう順番で進めさせていただきたいと思います。

そうしましたら、若江さん、お願いします。

【若江構成員】 今日はどうもありがとうございました。

2点ありまして、時間がないところを2点も申し訳ないんですけど、まず開示対象のほうについては、一旦開示が妥当だと判断された以上は投稿者の特定のために合理的に有用な情報を用意できるようにするということが重要だと思いますので、省令を見直すことに賛成です。そもそもこの法律が発信者情報の範囲を省令で定めることにしたという理由は、通信技術やサービスが急速に変化することを予想して、対応する情報の範囲も変化するだろうから、現時点では法律には書き切れないから省令の見直しで随時見直していきましようという、そういう判断だと思いますので、技術やサービスに対応してもっと頻繁に見直すべきじゃないかなと思っています。

ただ一方で任意開示の促進のほうなんですけれども、任意開示の促進のことを検討するところで水を差すようで、何かちょっと恐縮な感じもするんですが、発信者情報の開示というのは明白な権利侵害と軽過失免責というダブルのハードルを高くすることによって削除よりも敷居を高くしているわけなんですけれども、これはやはり匿名の表現者にとって身元が明かされるということは致命的で、判断を誤って開示してしまったら取り返しがつかないということなので、開示よりもよりハードルを高くするべきだというメッセージだと思うんですけれども、それは維持するべきなんじゃないかなと思っています。

ただ、慎重な判断を要することと、判断を回避することは別だと思いますので、悲惨なプライバシー侵害とかに苦しむような人の救済が難しくなっているのを考えれば、任意開示の請求に真摯に向き合うことを求める必要はあるとは思いますが、明白な権利侵害や軽過失免責の部分に手を入れるということについては慎重に検討してもらいたいなと思います。特に、著作権との関係も考慮しなければならないと思います。名誉棄損の場合だと、権利侵害があるといえるには、社会的な評価を低下させるとか、違法性阻却がないことが必要になり、権利侵害の明白性を判断する上で公共性が重要なポイントになると思うんですけども、著作権の場合はどうなのか。前田先生あたりにもお聞きしたいと思っていましたが、著作権の場合、公共性のある表現であっても、形式的な侵害があると明白な権利侵害と判断されてしまうことはないのでしょうか。ちょっと長くなってしまいましたけども、



要するに著作権の場合だと、より容易にスラップ訴訟なんかにも悪用されかねないということがあるんじゃないかなという不安があります。そういったことも検討に入れていただけるとありがたいなと思います。

長くなってしまいすみません。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

それでは、最後に法務省民事局の福田様、お願いします。

【福田企画官】 発言の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。法務省民事局で民事法制企画官をしております福田と申します。民事訴訟法と民事保全法を所管する立場から発言させていただきます。私は、裁判所にもともと本籍がありますので、訴訟手続や保全手続を実際に経験したこともあります。

2点ありまして、まず1点目は、ほかの構成員の方々からのご発言もありましたように、この発信者情報開示の分野において、被侵害者のプロバイダに対する関係は実体法上の請求権という立て付けになっておりますので、やはり訴訟手続というものが必須になってこようかと思えます。ですので、これとは別に、手続上のプロバイダの義務というものを観念することができるのかどうかという観点からの検討を盛り込んでもらいたいと思っております。

2点目ですけれども、我々は基本法としての民事訴訟法や民事保全法を所管しておりますが、この発信者情報の分野のみならず、一般化して考えてしまいますとなかなかいろいろな課題が出てくると思えます。ですので、先ほど大谷構成員からもありましたように、プロバイダ責任制限法の中での議論ということがどこまでできるのかというのを深掘りしていただけるといいかなと考えております。

こちらからの発言は以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。

非常に多岐にわたるご意見を頂きまして、どうもありがとうございました。今日頂いたご意見、それから今回お示しいただいた検討課題案も含めて、私と事務局のほうでまた整理しまして進めさせていただきたいと思えます。

ということで、最後に事務局から今後の予定等につきましてご説明をお願いしたいと思います。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。資料1－6を御覧いただければと思います。今後のスケジュール案について示しております。

今後の予定としていたしましては、三、四回程度優先的な課題について議論を深めていただきまして、7月頃に中間取りまとめ案をまとめていただけると幸いです。その後、随時検討を続けてまいりまして、本年11月頃に最終取りまとめ案ということにさせていただければと思っております。

スケジュールについては以上でございます。

それで、本日のご議論を踏まえまして座長とご相談の上、この中間取りまとめまで優先して議論を行っていただくべき課題というものを事務局のほうで整理いたしますので、そういうものを次回会合以降ではさらなる検討を行っていただきたいと思っております。

また、ちょっと今日はお時間の関係で、もし清水弁護士とNTTコミュニケーションズ様に追加質問したいということがございましたら、事務局のほうに後ほど事後的にメールを頂ければと思いますので、その旨を別途構成員の方々にご案内させていただきたいと思っております。

次回会合の日時等の日程については別途ご連絡させていただきます。

こちらは以上でございます。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

これにて本日の議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして第1回会合を終了させていただきたいと思えます。

ご発表いただきましたお二方、それから構成員の皆様方、事務局、ありがとうございます。

以上